

令和 7 年度博物館実習受入要項

- 1 目的 博物館法施行規則第 2 条に定める博物館実習について、文部科学省による博物館実習ガイドライン（平成 21 年 4 月）に基づき、白岡市立歴史資料館（博物館相当施設）において、大学から博物館実習生を受け入れる。
- 2 対象
 - (1) 大学が適当と認めた者
 - (2) 博物館法施行規則第 1 条の規定に基づく科目の単位を履修済または履修中（当該年度内履修予定も含む）の者
 - (3) 当館の定める実習期間に実習可能であり、学芸員となることを強く志望する者
 - (4) 大学または大学院で、歴史、考古、民俗の分野等を専攻する者
- 4 実習受入人数 若干名
- 5 実習期間 令和 7 年 7 月から 8 月までの間で当館が指定する 8 日間
- 6 申込期間 令和 7 年 2 月 1 日（土）から 4 月 30 日（水）まで
- 6 申込方法 実習希望者は生涯学習課文化財保護担当まで事前に電話連絡の上、博物館実習申込書を提出する。
受入人数を満たした場合、受付を終了する。
受入可の場合、所属大学が発行する依頼文書の提出をもって正式決定とする。
受入決定後、実習 1 か月前までに、実習希望者へ実習日程を送付する。
- 7 その他 実習期間中の欠席・早退・遅刻は、原則認めない。
実習費は無償とし、謝礼金等の受け取りは行わない。